

松下国際財団 研究助成 研究報告

【氏名】 関根豪政

【所属】(助成決定時) 慶応義塾大学大学院 法学研究科

【研究題目】「貿易と環境」問題に関する国際的法規範の分析
—WTO 及び EC における議論を中心に—

【研究の目的】

「貿易」と「環境」の抵触に対する調整機能を担う WTO 協定の条文である GATT 第 20 条の解釈を分析することが本研究の主たる目的である。温暖化問題等、国際的な環境問題が顕在化するにつれ、貿易問題と環境問題とのバランスをどのように図るかが重要となっており、その中で GATT 第 20 条の解釈をより詳細に分析することの重要性も高まってきている。

かかる状況下で、申請者は、GATT 第 20 条の分析に際しては、EU 法における類似の条項の解釈論の展開が参考になると考え、両者の比較検討を主に行っている。そのような観点から分析を行うことは、GATT 第 20 条の解釈論を相対的に理解することになり、同条項の解釈論の特徴や問題点を浮き彫りにする。また、日本においては、経済統合という感覚になじみが薄いため、そのような視点から分析を行うことにより、日本における GATT20 条の解釈論に新たな視点をもたらすと考える。

【研究の内容・方法】

研究助成を受ける前の研究は主に GATT 第 20 条の解釈分析が中心であったため、助成の受給後は、EU 法における議論に焦点を当てて研究を行った。具体的には、EU 機能条約第 34 条と第 36 条の関係についての分析、及び、それと関連性の強い比例性原則についての分析を試みた。その結果、GATT 第 20 条における議論の展開は、EU 機能条約第 34 条・第 36 条における議論とは異なるものの、比例性原則に限っては比較的近似性があることが明らかになった——しかし、GATT 第 20 条の解釈と EU 法における比例性原則を更に詳細に分析すると、両者の制度的背景の差が解釈に若干の違いをもたしていることも分かる。特に、EU は WTO に比して司法制度が整備されているため、より加盟国の実情に応じた、詳細な司法判断が可能となっている。

そして、EU 法の分析を踏まえて改めて GATT 第 20 条の分析を丁寧に行ったところ、GATT 第 20 条の解釈においては 2005 年の米国賭博サービス事件が重要な意味をもつものであることに気付かされた。多くの論者は、2000 年の韓国牛肉事件が重要な事例と位置付けるが、むしろ米国賭博サービス事件に焦点が当てられるべきである。たしかに、GATT 第 20 条の解釈の転換点は韓国牛肉事件であるが、同事件で提示された理論は実際には従前の理論と同一線上に存する。それに対し、米国賭博サービス事件は韓国牛肉事件における理論を本来の趣旨とは異なる形で展開し、その結果、EU 法の比例性原則において議論となっている狭義の比例性原則を含むような理論を構築した。この点は既存の研究ではあまり重視しされておらず、申請者はこの点を研究成果の中で強調してきた。このように、WTO 法と EU 法の比較分析を通じて GATT 第 20 条の解釈に対する大きな示唆を得ることができた。

【結論・考察】

EU 法における比例性原則と比較しても、GATT 第 20 条の解釈は遜色ない法理論に基づいていることが研究を通じて明らかになったが、同時に、その根底にある原則の考え方にも類似性が存在するののかという新たな疑問が生まれた。EU 法においては比例性原則は、憲法的、行政法的性質を有すると理解されているが、果たして GATT 第 20 条の解釈もそのような性質を有するのか否かが問題となる。現時点ではそのような性質論に正面から取り組む研究は少ないが、GATT 第 20 条の解釈の理解次第では、それを肯定することになるのではないかと申請者は考える。この問題は、近年注目を浴びている WTO 法の「立憲化」という問題にも繋がるものである。助成期間中の研究においては、かかる問題意識の発見に留まったが、再び EU 法との比較を通じて（原則としての性質に絞って）、WTO における立憲化の可能性を探りたいと考える。